

大気や水などの環境保全の推進に向けた考え方について（概要）

諮問・審議について

- 諮問（令和元年5月16日） 大気や水などの環境は大幅に改善している一方、公害のイメージが残っており環境改善が図られたことの浸透が十分ではない状況がみられる。
更なる環境改善に向けて、これまでの規制中心の取組に加え、新たな視点の取組により施策を推進する必要があるとして環境審議会に諮問
⇒ 諮問内容の実現に向け、大気や水などの環境保全を総合的に進めるための**新たな計画の策定**が必要として、審議を実施

●審議事項 **新たな計画の策定に向けた考え方**、大気環境・水環境・化学物質対策に係る取組、地域特性を踏まえた取組、指標の考え方 など

- 主な意見
- ・これまでの**規制を中心とした取組により**ほぼ**環境基準を達成**し、この取組を継続することで現状の良好な環境を維持していくことが重要
 - ・今後は、環境と経済を総合的に捉えた取組のひとつとして**事業者の自主的な取組の促進**を図ることが効果的
 - ・更なる環境の向上を図るためには、**事業者の協力、市民や市民団体との協働、他分野との連携、広域的課題の解決に向けた連携**を推進する必要
 - ・環境に関する市民の実感という観点を持つことは重要であり、**環境配慮意識や市民実感の向上**について計画に位置づけることが必要
 - ・市民意識を見ると、大気や水などの環境を良くするための取組内容が十分に伝わっていないため、**実施している取組を市民に分かりやすく伝える**ことが重要
 - ・地域ごとに異なる特性を考慮することが川崎らしさにもつながるので、**地域の特性を踏まえた取組**を進める視点が重要

答申の概要（計画策定の趣旨・現状と課題）

1 計画策定の趣旨 <答申 P.1～>

●計画策定の目的

改善が図られた環境を保全することに加え、更なる環境の向上を図るためには、これまでの取組を継続するとともに、市民・事業者と一体となって施策を推進する必要

⇒ 「大気・水環境計画」の策定が必要

●方向性、視点

【2つの方向性】

- ・安全で良好な環境を保全する
- ・安心で快適な環境を共に創る

【2つの視点】

- ・地域ごとの取組
- ・主要な環境分野・関連施策との連携

●計画の基本的事項

位置づけ：

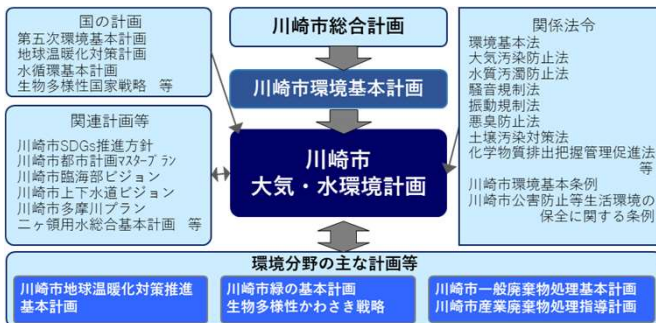
環境基本計画の基本的施策のうち「大気や水などの環境保全分野」の理念、目標、施策体系、具体的施策を示すもの

対象範囲：

- ・大気環境(大気、騒音、振動、悪臭)
- ・水環境(水、土壌、地盤)
- ・化学物質(大気、水に含まれるもの)
- ・大気や水などの環境に関する市民の実感（市民実感）

計画期間：

環境基本計画と整合を図り、10年先の令和12(2030)年度を見据えた計画とし、5年で具体的な取組を見直し



2 現状と課題 <答申 P.5～>

現状を整理し、委員の意見を踏まえて以下のとおり課題と今後の取組の方向性をとりまとめた。

●環境の現状と課題

- 【大気環境】・二酸化窒素(NO₂)は、環境基準等を達成している一方、幹線道路沿いで基準値の上限(0.06ppm)に近い値で推移
・微小粒子状物質(PM2.5)も、環境基準等を達成している一方、一部の測定局で環境基準に近い値で推移
・光化学オキシダント(Ox)は、全国的に環境基準を未達成で、光化学スモッグ注意報は首都圏で毎年発令

➡ 課題

- ・環境基準等の達成を維持するため、**これまでの取組（事業者の監視指導）を継続**
- ・NO₂の更なる低減のため、**事業者の自主的な取組**による交通環境対策のより一層の推進が必要
- ・PM2.5やOxの低減のため**原因物質の更なる削減**や首都圏での**広域的な対応**が必要
- ・濃度に地域差があることから、**安定的な環境基準達成に向けて地域差への対応**が必要

- 【水環境】・河川のBODは、昭和50年代から大幅に改善され、測定した全地点で環境基準に適合
・海域のCODは、東京湾は閉鎖性海域であり、沖合部の地点で環境基準に不適合
・事業活動や生活排水に起因する水質事故が発生

➡ 課題

- ・環境基準の達成を維持するため**これまでの取組（事業者の監視指導）を継続**
- ・東京湾流域での**広域的な対応**が必要
- ・より良い水環境の向上のため、**市民の水環境への配慮意識の醸成**を図る必要

- 【化学物質】・PRTR制度等により、事業者における化学物質の自主的な管理が進むなど、市内の化学物質排出量は大幅に削減
・削減は下げ止まり傾向であり、国においても化学物質による環境リスクの最小化を目指す流れ

➡ 課題

- ・環境リスクの低減による**将来的な環境影響の未然防止**
- ・環境リスクに関する**市民や事業者等の理解の促進**が必要

- 【市民実感】・大気や水などの環境への関心は必ずしも高いとは言えず、環境が良好であるとの実感が低い市民が一定数存在

➡ 課題

- ・大気や水などの環境への関心、**環境に配慮した行動への意識**を高める必要

●今後の方向性

- ・環境基準の達成維持のため、**事業者の監視・指導を継続**
- ・更なる環境の向上をめざすため、**環境影響の未然防止、事業者の自主的な取組**を促進
- ・市民実感の向上のため、**身近な地域環境の情報発信や市民等との協働・連携**を推進
- ・環境基準の達成状況は地域で異なるため、**地域の特性を踏まえた取組を推進**
- ・**庁内関連部署との連携や広域自治体連携**により、多様かつ広域的な課題への取組を推進

答申の概要（計画の基本的な考え方・基本施策・推進体制及び進行管理）

1 計画の基本的な考え方 <答申 P.33～>

大気や水などの良好な環境を維持すること、環境が良好であるとの実感につながる更なる環境の向上をめざすことを共通認識として審議し、以下のとおり基本理念・計画策定の方針・目標をとりまとめた。

（１）基本理念

だれもが、健全で良好な大気や水などの環境を育み、将来にわたり安心して快適に暮らせるまちをめざす

環境基本計画における環境要素「大気や水などの環境保全」の目標「大気や水などのきれいさや安全性を守るとともに、化学物質による環境リスクを低減させるなど、更なる地域環境の改善をめざす」の実現に向けた効果的、計画的な取組の推進のための基本理念

（２）計画策定の方針

計画策定にあたって留意すべき2つの方針

方針1
市民・事業者・行政が、それぞれの役割の下に連携・協力し、安全で安心・快適に暮らせる大気や水などの環境を共に創る

方針2
産業経済を取り巻く社会状況の変化に対応し、良好で快適な大気や水などの環境と都市機能の調和を図る

（３）目標

現状と課題、基本理念を踏まえた、大気・水・化学物質・市民実感のめざす方向及び10年後の目標

【大気】大気環境全体の負荷低減をめざす

- 目標
- ・ 二酸化窒素の対策目標値（環境基準）下限値（0.04ppm）の達成
 - ・ PM2.5の環境基準の達成維持
 - ・ 光化学オキシダント高濃度の低減

【水】更なる水質改善、より良い水環境の実現をめざす

- 目標
- ・ 河川のBODの環境基準値適合
 - ・ 海域のCODの環境基準値適合

【化学物質】化学物質排出量の維持又は低減、環境リスクの低減及び理解促進をめざす

- 目標
- ・ 市内のPRTR対象事業所から排出される化学物質の総排出量の維持又は低減

【市民実感】環境配慮意識及び大気・水環境が良好であるという市民実感の向上をめざす

- 目標
- ・ 大気・水環境が良好であるという市民実感の向上

2 基本施策 <答申 P.39～>

現状と課題を踏まえた今後の取組の方向性に係る審議結果をもとに、計画における施策体系を以下のとおりとりまとめた。

●基本施策

【基本的な施策の方向性】

I 安全で良好な環境を保全する

これまでの様々な取組により環境が大きく改善してきた成果を踏まえ、法や市条例に規定された取組（規制等）を継続して着実に推進し、環境基準の達成維持をめざす。

II 安心で快適な環境を共に創る

環境への悪影響の未然防止のための取組、事業者の自主的な取組の促進、地域の環境改善の実感向上や環境配慮意識の向上による市民の主体的な環境配慮行動の促進に向けた取組等により、より良い大気や水などの環境を市民・事業者と連携して共に創る。

●考慮すべき視点

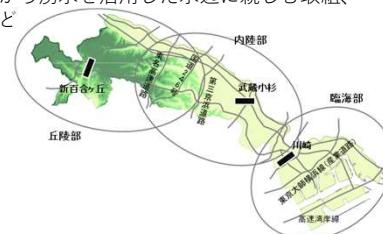
（１）地域の特性を踏まえた取組

市民が大気や水などの環境への関心を高め、環境配慮行動につながるよう、地域環境の様々な取組の見える化や、市民に身近で分かりやすい地域の情報発信を進める。また、地域での市民参加型の環境調査などの取組を通じて、大気や水などの環境への配慮意識や実感の向上を図る。

○臨海部：工場の監視指導を継続するとともに、新たな交通網や物流施設の進出を踏まえ、事業者の自主的な取組を促進する。また、干潟を活用した水辺に親しむ取組などを進める。

○内陸部：住宅・中小工場・商業系地域が混在する地域の騒音・振動・悪臭等への対応や、幹線道路の交通環境に関し事業者・市民の交通環境配慮行動を促進する。また、河川を活用した水辺に親しむ取組などを進める。

○丘陵部：田畑と住宅が混在する地域での野焼き等への対応や、湧水地が多いことから湧水を活用した水辺に親しむ取組、地下水質の監視などを進める。



【基本施策】

I-1 大気や水などの環境保全

環境基準の達成・維持などのため、大気汚染防止法や水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、土壌汚染対策法などの法律や市条例に基づく事業所等の監視・指導や環境モニタリング等により引き続き取り組むとともに、緊急時等に適切な対応を行う。

II-1 環境影響の未然防止

人の健康や環境への悪影響を未然に防ぐことをめざすため、環境影響を低減する取組を推進する。また、市民・事業者がお互いの環境に対する正しい認識を持てるよう情報共有を図る。

II-2 事業者の自主的な取組の促進

環境負荷の更なる低減を図るため、事業者の自主的な取組を促進する。また、率先して環境配慮に取り組む事業者を支援する。

II-3 環境配慮意識の向上

市民の環境配慮意識の向上を図り、環境配慮行動を促進するため、地域ごとなど、分かりやすく効果的な情報発信や環境教育を推進する。

II-4 多様な主体との協働・連携

市民が大気や水などの環境について関心を持てるよう、市民や市民団体が協働・連携する取組を推進する。また、大気汚染等の広域的な課題を解決するため、広域連携や事業者・研究機関との連携を強化する。

（２）主要な環境分野及び関連施策との連携

ア 主要な環境分野との連携

- ・ 脱炭素化（地球温暖化対策）
 - 特に連携が求められる分野
- ・ 自然共生（緑地保全・生物多様性）
- ・ 資源循環（廃棄物対策）

イ 関連施策との連携

- 他分野の施策のうち、大気・水環境に影響する取組を位置づけ
- ・ 交通環境対策、下水道整備など

3 推進体制及び進行管理 <答申 P.50>

- ・ 達成状況について単年度ごとに環境審議会に報告するとともに、公表
- ・ PDCAサイクルを基本とした仕組みで適切に運用、5年で見直し